



あなたと町政をむすぶパイプ役 皆さんの声を町政に

# 広報むぎ

第165号

2024

8

●発行 牟岐町議会・牟岐町役場 ●編集 広報委員会 TEL.72-1111(代) ●印刷 木村プリントテック  
ホームページアドレス <http://www.town.tokushima-mugi.lg.jp/>

## 6月議会

行政報告	2
議案審議	3
補正予算	5
一般質問	6
牟岐町の新しいお店を紹介	11
牟岐町ふるさと応援サポーター	12
全国家計構造調査	13
牟岐町猟友会入会	14
牟岐町猟友会狩猟免許取得支援助成金	15
森林環境税・森林環境譲与税	16
児童扶養手当について	17
NHK放送受信料の免除基準内容	18

障がいを理由とする差別をなくそう	19
マイナポータルからスマホで国民年金手続	20
重度心身障害者医療費助成事業	22
浄化槽維持管理	23
浄化槽法定検査	25
防衛省自衛隊募集	26
クーリングシェルターの設置	27
あなたの飲酒、危険かも！?	28
保険証の定期更新月です	29
歯科健康診査のお知らせ	31
歯科健康診査実施歯科医院一覧	32
国民健康保険証は発行されなくなります	33

マイナ保険証に一体化されます	35
つくってみよう！減塩レシピ	36
阿南市電子図書館が利用できます！	37
森口博子コンサート	38
マイナ救急実証事業を実施します	39
毎月勤労統計調査のお願い	40
自筆証書遺言書保管制度	41
裁判員制度	42
県立テクノスクール募集案内	43
山河のみぎした生活日記	44
海が吠えた日	45

# 行政 報告



おさむ ますとみ 町長 富 治

総務課関係では、能登半島地震で被害を受けた石川県輪島市の災害支援のため3月から5月にかけて一般事務職員1名、土木技師1名、保健師1名をそれぞれ派遣しました。

防災関連では、牟岐町国土強靱化地域計画(第2期計画)の策定が完了し、4月1日に新たに任命した白木危機管理監の指揮のもと各種防災施策の検討・強化をスタートしております。災害時連携強化では、牟岐町消防団への協力依頼をはじめ、自衛隊徳島地方協力本部・徳島県危機管理部

局・県警察本部・県警察機動隊・報道関係などを訪問し、災害時の協力支援要請を実施。また、DMATチーム医師とは意見交換を行っております。

さらに、中村婦人会からの依頼を受け防災講演会の実施、役場職員幹部を対象とした研修も積極的に行っております。

役場新庁舎・海部消防新庁舎建設事業では、敷地造成設計に係る建物の配置計画がほぼ決定しました。

また、新庁舎の基本設計では、オフィスレイアウト・断面及び立面方針、構造計画・設備計画が決定し、ネットワーク関連に係る協議を進めております。

今後は、6月議会終了後開催予定の行政常任委員会において、議員の皆様にご事業の詳細説明を実施し、続けて地域住民の皆様・全町

内会役員の皆様に事業説明を実施して参ります。

デジタル推進課関係では、内部事務系システムのプログラムを行い、勤怠管理や文書管理システムの導入や電子決裁システムの導入を決定し、DXの推進を図ってまいります。

住民福祉課関係では、6月5日に戦没者追悼式を執行いたしました。

健康生活課関係では、各種検診を実施。

令和6年度より、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業により、75歳以上の保健指導が必要な方に対し、保健師および管理栄養士が、家庭訪問等による保健指導や栄養指導を行うほか、貯筋体操・脳トレ体操の通いの場を活用し、重症化予防の健康教育や体力測定による評価を実施いたします。

産業課関係では、5年ぶりに「牟岐アワビ祭り」を「牟岐マリンフェスティバル」と改称し、無事、開催することができました。

海の魅力を通じて牟岐町

の魅力を体感いただけたと実感しています。

企画政策課関係では、大学生や若者と連携事業を実施する中で誕生した「若者関係人口」を軸とした取り組みとして「若者の人材循環を起点にしたまちづくりプロジェクト」を実施しています。

牟岐町出身の若者、牟岐町ゆかりの若者が、「ふるさと」とまたは「第二のふるさと」として関わり続けられる環境を整備するとともに行政課題や地域課題の解決に向けて取り組むため、大学連携事業の中間支援として、「特定非営利活動法人牟岐キャリアサポート」に業務委託を行っております。

建設課関係では、繰越事業の町道維持補修工事で、町道八坂線・町道杉谷2号線・灘地区の法定外公共物維持工事が竣工しております。

現年事業は、道路メンテナンス事業の橋梁修繕測量設計業務を発注しております。

なお、4月1日に国土交

通省・四国地方整備局から阿南安芸自動車「美波々牟岐」間の計画段階評価を進めるための調査に着手すると発表がありました。今後は、計画段階評価の推進に向け、引き続き国への要望活動を行ってまいります。

水道課関係では、令和6年3月に出羽島海底送水管電気防食装置の点検を実施し、良好であることを確認しました。

教育委員会関係では、5月に入りシラタマ学級・高齢者教室・婦人学級を開講。マリンフェスティバルでは、親子カヌー体験教室を開催しました。

また、旧海部病院宿泊療養施設の利活用として、海部高校第3寮の運営が令和7年4月よりスタートするにあたり、総務課・企画政策課・産業課と連携を図り、徳島県教育委員会をはじめ海部高校及び関連団体と、受け入れ支援に係る協議を行っております。

# 6月定例議会の

## 議案の内容と審議

定例議会が6月11日から14日まで開かれ、開会日に杣富町長の行政報告後、報告2件、条例の改正4件、補正予算4件、その他3件の提案説明が行われ、横尾議員から議会議規則改正及び議会委員会条例改正の趣旨説明、藤元議員からは意見書の趣旨説明がありました。

再開日には、5名の議員が一般質問に立ち論議がなされ、その後、各議案を審議、町長提出の報告2件を承認、議案11件と議員提出の発議3件が可決されました。

◎牟岐町税条例の一部を改正する条例  
個人住民税の定額減税や令和6年能登半島地震災害

### 専決処分承認

◎令和5年度牟岐町一般会計補正予算  
令和5年度の最終予算。不用額の減額と基金の積立が主なもの。

に係る雑損控除額等の特例の創設、固定資産税の特例措置の延長や創設するもの。  
(原案承認)

◎牟岐町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
限度額の引き上げと軽減判定所得の見直しや国保税の税率を改正するもの。  
(原案承認)

◎牟岐町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく町税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例  
適用期限を3年延長するもの。  
(原案承認)

(原案承認)

◎令和6年度牟岐町一般会計補正予算  
令和6年度より地域おこし協力隊員に期末勤勉手当を支給するため。  
(原案承認)

### 繰越計算書

◎令和5年度牟岐町一般会計繰越明許費繰越計算書  
令和5年度から令和6年度へ繰り越した11事業に係る繰越計算書を報告し、議会の承認を得るもの。  
(原案承認)

### 条例

◎特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
空家等対策協議会専門部会委員の報酬の追加をするもの。  
(原案可決)

◎職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
人事院規則の一部改正に伴い、大規模災害時の災害応急作業等手当てについて定めるもの。  
(原案可決)

◎牟岐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に基づき、基準の一部を改正するもの。  
(原案可決)

◎令和6年度牟岐町簡易水道事業会計補正予算  
建設改良費に4120万円を追加し、資本的支出の予算総額を8157万3千円とするもの。  
(原案可決)

◎令和6年度牟岐町国民健康保険特別会計補正予算  
マイナンバー法改正に伴う国保システム改修手数料等の増額で、歳入歳出711万7千円を追加し、予算総額を6億3720万1千円とするもの。  
(原案可決)

◎牟岐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令に基づき、基準の一部を改正するもの。  
(原案可決)

◎令和6年度牟岐町後期高齢者医療特別会計補正予算

### 補正予算

◎令和6年度牟岐町一般会計補正予算  
歳入歳出予算それぞれ1億9745万円を追加し、予算総額を33億1178万6千円とするもの。  
(原案可決)

◎令和6年度牟岐町国民健康保険特別会計補正予算  
マイナンバー法改正に伴う国保システム改修手数料等の増額で、歳入歳出711万7千円を追加し、予算総額を6億3720万1千円とするもの。  
(原案可決)

◎令和6年度牟岐町後期高齢者医療特別会計補正予算

議

案

審

議

通信運搬費の増額で、歳入歳出42万円を追加し、予算総額を1億1409万2千円とするもの。  
(原案可決)

# その他

◎徳島県市町村総合事務組合規約の変更  
徳島県市町村総合事務組合徳島滞納整理機構が、市町村から引き継ぎ徴収する市町村税等の滞納案件に「森林環境税」を含めるためのもの。  
(原案可決)

◎過疎地域持続的発展計画の変更  
大きな事業計画の追加、または本文の修正があったため、議会の同意を求めるもの。  
(原案可決)

◎工事請負契約の変更  
令和5年度道路メンテナンス事業奥谷トンネル修繕工事について、変更工事請負契約を締結するため。  
(原案可決)

# 質問(要旨)

(多くの議員発言がありました。したが、紙面の都合上、一部を掲載しています。)

問 藤元議員  
動物愛護管理適正化地域活性化推進業務とは。

答 海部住民福祉課長  
飼い犬と野良猫の去勢の助成業務。

問 横尾議員  
アワビ放流事業は。

答 久産業課長  
令和5年度はトコブシの種苗を放流し、令和6年度はアワビの種苗も一緒に放流したい。

問 横尾議員  
牟岐町同窓会応援事業補助金の金額は。

答 大谷企画政策課長  
一人当たり500円。

問 藤元議員  
防災士の研修費やテキスト代の助成は。

答 田中総務課長  
役場職員と一般の両方。

# 意見書

◎ガザ地区での即時停戦に向けた積極的外交を政府に求める意見書

提出者 藤元 雅文  
賛成者 木本 千代子

パレスチナのガザ地区は、長さ50km、幅5〜8kmほどの細長い土地に約200万人が住む、世界でも最も人口密度が高い場所の一つです。高さ8mにもなる壁でイスラエル軍に完全に包囲され、人や物の出入りが厳しく制限されているため、燃料や食料日用品、衣料品などが慢性的に不足し、人々は国連や支援団体から

の援助物資で命をつないでいます。

2023年10月7日のハマスによるイスラエルへの大規模攻撃および人質事件に対して、イスラエルによる報復措置が始まりました。これは、一般市民という定義を無視し、国際人道法のあらゆる基準(病院や学校は攻撃しない)を無視した形で現在も続いており、既に34,000人以上が犠牲になり、このうち約70%が子どもと女性という異常な状況です。

今年1月26日、国際司法裁判所(ICJ)は、ガザ地区においてジェノサイドが進行している可能性を認識し、パレスチナ人に対してジェノサイド条約によって保護されるべき権利があると指摘しました。しかし、その後も犠牲者の数は増える一方で、難民のさらなる迫害が発生しています。2月初旬に期待された停戦も合意されず、出国が認められなかったり、人道支援ルートもほぼ閉鎖されているうえに、食糧支援トラック

が爆破されたり、支援を受けるために集まった人々への攻撃も行われるなどして、人口の7割以上が壊滅的なレベルの飢餓に苦しんでいます。この4月5日には、人道支援活動を行っていた慈善団体「ワールドセントラルキッチン(WCK)」の職員7人がイスラエル軍による空爆で殺害されました。

双方の自衛権の尊重や人質の早期解放、長期的な政治的問題の解決はもちろんであるが、一般市民の犠牲を防ぐためにも攻撃中止、即時停戦、負傷者や難民の救済が急がれています。

よって本議会は、政府に対し次について強く要望します。  
1 ガザ地区への攻撃中止と即時停戦に向け、さらなる外交努力をすること。



令和6年度一般会計の予算総額は  
**33億1178万6千円になりました。**

6月補正予算は、1億9745万円増額です。(原案可決)

6月補正予算 歳出予算の主なもの

金 額	内 容
7,500,000円	内妻コミュニティセンター屋上防水改修設計業務委託・改修工事
3,000,000円	ホームページリニューアル費
21,000,000円	家屋事前調査業務委託費
12,200,000円	防災拠点敷地造成測量設計業務委託費(追加)
3,630,000円	第3期牟岐町子ども・子育て支援計画策定業務委託費
1,600,000円	保育園照明LED化修繕費
17,595,000円	牟岐町社会福祉協議会事業(法人運営分・各種事業分)
2,500,000円	斎場屋上防水及びバーナー修繕
5,000,000円	観光VRコンテンツ(海中映像)制作業務委託費
5,600,000円	牟岐町医療・介護サービス事業所等物価高騰対策事業支援金支給事業補助金
2,500,000円	牟岐町商工会補助金
5,000,000円	観音寺川護岸修繕測量設計業務委託費
12,000,000円	大川団地1棟解体工事費
15,000,000円	第7分団車庫建築設計監理業務委託費及び車庫新築工事費
4,000,000円	新庁舎建設に係る耐震性貯水槽設計業務委託費
2,000,000円	給食材料費

6月補正予算 歳入予算の主なもの

金 額	内 容
28,600,000円	国庫補助金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
552,000円	県補助金 南海トラフ巨大地震等対策事業費補助金
76,440,000円	繰越金 繰越金
2,000,000円	雑入 とくしま地域づくり推進事業助成金



牟岐町消防団第7分団屯所(灘)



牟岐保育園

補  
正  
予  
算

**問** 牟岐町における若年女性人口減少問題への対策は

**答** 若者世代の考えを総合戦略に反映させたい



木本 千代子 議員

詳細はこちら



**問 木本議員**  
県内16市町村が消滅の危機があり、本町における若年女性人口減少は、地域の活力や未来を左右する重要課題である。  
本町の人口3496人中、20歳〜30歳の女性はわずか80人。  
徳島県の消滅可能性は67%、沖縄は0%である。  
沖縄県は修学旅行生が多く、国際通りには職場が豊富で、物価も比較的安く、

観光地としての魅力と住みやすさが若年層の定住に寄与していると実感した。  
①若年女性人口推移と減少要因、他市町村との比較は  
②現在の若年女性人口減少対策と今後の計画は。  
③若年女性定住促進の具体策と評価、成功、失敗例は。  
④若年女性の意見収集と町づくりへの反映、住み続けたいと思える取り組みは。  
**答 枅富町長**  
①この40年で若年女性人口が8割減少、原因は災害リスク、職場不足、町の賑わい欠如、買物交通の不便。  
②定住対策は、空き家改修支援、創業促進補助金、出生祝い金、こども医療費助成、児童手当、産前産後サポート、産後ケア、出産・子育て応援給付金、子育て



牟岐大島磯釣り

支援センター取り組みなど。  
③県南地域作りキャンペーン第二のふるさと創生、大学連携事業、地域おこし協力隊・役場勤務、NPO設立、町外からの事業展開で地域活性化を図る。  
④第3期牟岐町総合戦略策定に向け、中学生から20代社会人向けのワークショップと町民アンケートを実施予定であり、女性に限らず、若者世代の考えを総合戦略に反映させたい。

**問** 観光資源の開発と活用は

**答** 教育旅行の積極的な誘致と体験型観光メニューの充実を図る

**問 木本議員**

ユネスコ・ジオパークに認定された隠岐島、室戸は自然と歴史を活かした観光資源の開発が進み、観光客が増加し、地域経済が活性化している。  
また、地質的な価値を観光資源化し、ジオツアーや教育プログラムを充実させ、そのことにより、観光客が地域の歴史と自然を深く理解し、持続可能な観光が実現されている。

**答 枅富町長**  
観光資源開発について牟岐町は観光施設が少なく観光客を増やすには時間と費用が必要である。

山、川、海、島の魅力を活用し、体験型観光を推進している。  
島民経営の民宿や民泊、出羽島ガイドウォーク、寒天作り体験、島そうめんなどの体験を提供し、魅力を生かす。教育旅行誘致や体験型観光メニューを充実させている。  
千年サンゴの海中景色をVR映像化し、観光VRコンテンツ制作を計画中。映像はモラスコむぎでのVR体験やSNS、イベントで活用。千年サンゴの活用は協議し進め、磯釣りの観光資源化も推進する。



千年サンゴ

### 問 今後の牟岐町防災対策の取り組みは

### 答 地域防災力の向上と行政職員の災害対応力向上に取り組む



議員 廣 繁 小松 ひろしげ こまつ

詳細はこちら



### 問 小松議員

南海トラフ沿いの太平洋に面した地域にある本町にとって、地震・津波に対する備えは最重要課題である。こうした状況の中、4月に防災担当の特別職として、危機管理監を任命するなど行政としてこれまで以上に防災対策に取り組む姿勢がみられるが、就任された白木危機管理監の防災対策に取り組む基本姿勢は。

### 答 白木危機管理監

危機管理監の役割とは地域の防災力を高め、災害発生時の迅速かつ効果的な対応を実現することだと考えている。

そのためには、地域住民を対象とした各種訓練などを通して住民個々の防災意識を高め、大規模自然災害に対応できる地域防災力の向上を図るとともに指揮機関訓練など、これまで行われなかった高度な訓練を計画・実施し、災害対策本部の指揮総合調整機能の強化など、行政職員の災害対応能力向上に取り組んでいく。



中村婦人会への防災講演会

### 問 町民による「防災士の会」設立を支援する考えは

### 答 今年度内設立を目的に支援を進める

### 問 小松議員

阪神淡路大震災の教訓から設立された「日本防災士機構」の講習を受け、試験に合格し認証された人が防災士であり、日頃の防災活動や各種訓練への参加、災害発生時には救助活動や避難所運営などの活動が期待されている。

### 答 白木危機管理監

現在、牟岐町では31名の方が防災士資格を持っている。資格を有する方々に、その知識と技能を生かし町の防災活動に貢献してもらうことは、町にとって有意義なことであり、実際に大規模災害が発生した時に防災士が連携、協力すれば大きな力を発揮することが期待できる。そのためにも防災士の組織作りは急務だと考えており、行政として今年度内の設立を目的に準備を進めて行きたい。

全国の自治体では防災士を活用して防災対策の一翼を担ってもらうため行政が組織作りに関わっている例が多数あり、徳島県でも小松島市において行政主導で「防災士の会」が設立され、今年3月から活動を始めています。牟岐町でも防災士資格を持つ町民の組織である「防災士の会」を行政主導で設立すべきだと思うが、どのように考えているのか。

### 問 アルコール健康障害問題について 牟岐町の現状と対策は

アルコールと健康問題の関連性は高い。これまで以上に、関係機関との連携、知識の啓発、支援体制の周知を図っていく。



つだ しゅういち 議員  
津田 修一

詳細はこちら



### 問 津田議員

アルコールには様々な健康障害との関連性が指摘されている。特に「多量飲酒」は、本人の身体のみならず、心、家族、社会、そして人の人生を破壊してしまう危険性を有している。

中でも「アルコール依存症」は、不名誉なこととして本人が認めながらも、家族もそれを隠そうとするため、適切な相談窓口や専門医療機関の支援につながり

識を啓発し、必要な支援を届けるために、国・県レベルで定められた基本計画をふまえ、町でも対策を進めべきである。そこで、以下質問する。

- ① アルコール問題に関する町の認識は。
- ② 現在実施している施策と内容は。
- ③ 県の基本計画改定を受けて、今後どのように取り組む予定か。

### 答 柘富町長

① 平成25年に策定した健康増進計画「健康むぎ21」においてアルコール問題を生活習慣病として位置づけ、健康に大きな影響があるものと認識している。

② 予防・啓発のため、妊婦や若者、学生への酒害教育、アルコール問題についての広報チラシ配布、職員研修などを実施している。

また、検診結果を基に戸別訪問や健康指導、相談窓口や医療機関への紹介と受診勧奨、精神保健福祉関係の対応を行っており、専門

治療につながるために、専門医療機関や保健所と連携して対応している。

加えて、相談窓口として、断酒会や社協、保健所、精神保健福祉センター等を紹介している。

③ 県の第二期推進計画では、回復支援の各段階での対策に加えて、「切れ目のない支援体制の構築」のため、関係機関との連携が推進されることになった。町においても、これまで以上に関係機関と連携を図り、学校・職場・地域における知識の啓発、支援体制の周知を図っていく。

### 飲み方が変だ！ と気付いたら

- お酒に関する何でも相談** 阿南市 TEL 088-602-8911  
阿南ひまわり会館(精神保健福祉センター)第2金曜日 18:00~20:00  
県の嘱託を受けた「酒害相談員=熟練断酒会員=経過者」が待機
- 精神保健福祉センター** 徳島市 TEL 088-625-0610  
医師の資格を持つ専門家が対応します
- 徳島県断酒会** 徳島市 TEL 088-641-0737  
相談者は全員、依存症からの回復者。苦しさを理解しています
- 藍里病院** 上板町 TEL 088-694-5151  
県内の専門病院。酒害者への対応方法クラフトの第一人者がいます
- 三光病院** 高松市 TEL 087-845-3301  
香川県の専門病院。家族の駆け込み寺的な病院です
- 阿南保健所** 阿南市 TEL 0884-22-0072
- 美波保健所** 美波町 TEL 0884-74-7343
- 牟岐町内の相談先**
  - 断酒会 牟岐例会 浜の家 毎月第1土曜日 18:00~20:00 飛び込みも可能
  - 横田 喜代重 県の嘱託を受けた酒害相談員 TEL 090-2780-4938
  - 川辺 秀年 依存症予防教育アドバイザー TEL 090-2822-8662

問

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行にあたっての町行政の取り組みは

答

関係機関と連携し対応する



ふじもと まさふみ 藤元 雅文 議員

詳細はこちら



法の施行により女性の権利が守られ、誰もが幸せを感じられる社会に一步でも近づけたらと期待している。戦前、家父長制度のもと、女性は家のため、夫のため、子どものために尽くす存在として位置づけられ、選挙権もなく、男尊女卑の思想で貫かれていた。戦後は、新しい憲法のもと、女性自らの人権獲得、地位向上の運動もあり、現

在ではジェンダー平等の考え方が当たり前になりつつあるが、新たな法整備をしなければならぬ現実がまだあることも事実である。① これまでも他の法律により対応してきたと思うが、年間の相談件数は、② どの課が対応するのか、また、その周知を徹底する必要があると思うが。③ 女性相談員の配置、基本計画の策定は。

答 榎富町長

① 様々な相談を受けているが、相談件数は把握していない。② 住民福祉課が主になるが、相談内容によって関係機関と連携し対応する。③ 女性相談員は、現時点での配置は難しい。基本計画については義務化になれば策定する。

問

特別警戒アラート発表時の対応は

答

7月よりクーリングシエルターを開設する

問 藤元議員

熱中症で救急搬送されている半数以上は65歳以上の高齢者である。高齢者が人口の半分以上を占める牟岐町にとって、熱中症対策は、重要な課題の一つになっている。

答 今津教育長

暑さ指数を測定する機器等を教室や体育館に設置しており、教職員や全児童生徒が情報を共有出来るようにしている。そして、その数値をもとに行事の中止・延期や内容の変更について判断している。

問 藤元議員

大災害を経験し、新たな防災計画策定には、女性の声を反映出来る仕組みづくりが共通認識になっている。

答 白木危機管理監

避難所の運営管理を担う健康生活課長に女性職員を起用し、女性の声を直接反映できるよう施策を講じている。また、防災講話などを通じて、防災現場における女性の参画拡大に努めている。

答 榎富町長

① 適当な冷房設備を有する施設であること② 警戒アラートが発表された場合、開放が可能③ 必要かつ適切な空間が確保出来ることが条件になっており、図書館、役場の一部を7月よりクーリングシエルターとして活用する予定である。



クーリングシエルター 施設表示ののぼり

問

地産地消施策の促進を

答

牟岐町産米を地元で購入・消費できる  
仕組みづくりを進めていく



よこお まさあき 議員  
横尾 政明

詳細はこちら



問 横尾議員

農業者との議員勉強会において、米農家の現状について意見交換を行った。

4月1日現在では水稲作付け者平均年齢が73歳、作付け者数が76戸であることや、出荷戸数が100戸から47戸へと減少していること。10a当たりの米販売価格から経費を差し引くと赤字となっていること等の説明であった。

「牟岐町総合計画」では

答 枅富町長

農業を取り巻く環境は、従事者の高齢化が進み、後継者不足、担い手不足による耕作放棄地の増加が進んでおり、従事者の確保対策や耕作放棄地の解消が重要

な課題となっている。本町では、農業所得の向上を図るため、関係団体の協力を得て、もち麦や実生ゆずを使用した加工品のPRや、100年フードに認定された押し寿司を県内外の大学生等を通してPR、また地元野菜の地産地消の取り組みとして、県内産直市での販売に注力してきた。さらに、モリンガの認知度・販路拡大に向けPRを行っている。

「農林業の振興」が重点項目とされており、その主な取り組みとして「加工・販売と地産地消・地産外商の推進」となっている。しかし、現状ではブランド化については、JA牟岐女性部が新商品として、モリンガと阿波藍のお茶「牟岐茶」を販売するなど進んでいるが、地産地消については、今回の意見交換をする中で重点的な取り組みが必要と考える。

ぜひとも牟岐町産米を地元で消費する仕組みづくりの検討を。



議会の動き

5月

- 8日 「徳島南部自動車道」「阿南安芸自動車道」早期整備要望(国交省・財務省・自由民主党本部)
- 21日 町村議会議長・副議長研修会(東京都)
- 29日 一般国道55号・阿南安芸自動車道整備促進期成同盟会役員会・総会(高知県田野町)
- 31日 徳島県南部地区四国横断自動車道建設促進期成同盟会総会(阿南市)

6月

- 4日 全員協議会
- 5日 牟岐町戦没者追悼式
- 7日 議会運営委員会
- 11日 第2回定例町議会(第1日目)
- 14日 第2回定例町議会(第2日目)

主な活動をお知らせします。

なお、行事名は一部省略もあります。

7月

- 1日 第1回海部消防組合議会臨時会
- 2日 令和6年度阿佐東線連絡協議会総会(海陽町)
- 5日 行政常任委員会(新庁舎建設事業について)
- 5日 広報編集委員会
- 16日 四国地方整備局へ道路要望(香川県高松市)
- 22日 海部郡町村議会議員研修会
- 30日 徳島県町村議会議長会総会(徳島市)

8月

- 1日 四国8の字ネットワーク整備促進四国東南部連盟 四国地方整備局への要望活動(香川県高松市)

編集後記

香りとともに思い出す情景がある。

特に夏の香りには幼い頃の思い出がつきまといたくさんの懐かしい思い出が香りとともにある。現在のように改修される以前の牟岐川は、中央橋から少し上流に行くと兩岸に草が生い茂り、川遊びをしていると、むせるような濃い草の香りに夏を感じたものである。港に行く、夏の強い日差しに魚と潮の入り混じったような、港独特の強烈な匂いがしていた。最近では川や港に行っても昔のような香りが感じられない。いろいろ原因があるようだが、川からも、海からも懐かしい香りが消えてゆくように感じているのは私だけだろうか。



# NEW OPEN 牟岐町の新しいお店を紹介!!

\*前回掲載した際に、記載ミスがありましたので、再度掲載いたします。

## \*\*\*セーフティ・サポート\*\*\*

【住 所】海部郡牟岐町大字中村字杉谷12-12

【お問合せ】090-3483-8487

【営業時間】いつでもお気軽にご連絡ください。

【お店情報】令和2年8月から牟岐町で運輸局許可事業の介護タクシー（福祉タクシー）を開業しております。お年寄りやお身体の不自由な皆様のお役に立ちたいと思っています。運転士は各種介護関係資格を持ち、プロドライバーですので、ご安心ください。病院のみでなく、ご旅行等にでもご利用いただけます。年中無休ですが、予約がふさがってなければ、いつでもご利用いただけます。



### 事業者の皆様へ

町内における新店舗開業、リニューアルオープンなどの情報をお待ちしております。

毎年2, 5, 8, 11月に広報を配布していますので、掲載希望の事業者は、各2ヶ月前までに企画政策課までご連絡をお願いします。（紙面の都合で見合わず場合があります。）

お問い合わせ先 牟岐町企画政策課 TEL72-3420

# 牟岐ふるさと応援店について

牟岐ゆかりの方や牟岐町を応援していただける方が営む飲食店や宿泊施設、立ち寄れる施設等の情報を収集し、情報発信をしています。

牟岐ゆかりの方や牟岐を応援したい方が営む飲食店や宿泊施設などの情報をお待ちしております。

牟岐ふるさと応援店一覧表及び応援店登録申込書  
<https://www.town.tokushima-mugi.lg.jp/docs/2023031600016/>



お問い合わせ先 牟岐町企画政策課 TEL72-3420

## 牟岐町ふるさと応援サポーター登録について

牟岐町の魅力を広く発信するなど積極的に牟岐町を応援したい企業・団体等を牟岐町ふるさとサポーターとして登録し、相互協力により牟岐町の知名度向上と活性化を図ります。

また、サポーターのうち特に活動が活発で牟岐町へ貢献している企業・団体等にはふるさと応援大使として任命します。

問い合わせ先 企画政策課 TEL0884-72-3420



## 牟岐町では、同窓会の開催を応援します。

令和6年度 牟岐ふるさと同窓会応援事業

【対象となる同窓会】次のすべてに該当するものとする。

- (1) 牟岐小学校、河内小学校、出羽小学校、牟岐中学校の卒業生で、学年単位で開催される20歳以上の同窓会であること。ただし、町外に住所を有する者が含まれていること。
- (2) 牟岐町内の飲食店等で開催される同窓会であること。
- (3) 同窓会参加者に町が提供するふるさと会やふるさと納税制度のパンフレットなどを配布すること。
- (4) 同窓会開催時の集合写真等を広報等へ掲載すること。

【補助金の額】

同級生一人当たり500円とする。ただし、同じ同窓会への補助金の交付は年度内1回とする。

【事前申込書】

同窓会開催予定日の14日前までに、事前申込書を提出してください。



お問い合わせ先 企画政策課 TEL0884-72-3420

## 令和6年度 牟岐町創業促進補助金

牟岐町の産業の振興及び活性化を図ることを目的として、町内で創業をする者に対し、必要な経費の一部を補助します。

創業とは	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税法第229条に規定する開業の届け出を行い、新たに事業を開始する場合又は、新たに法人の設立登記を行い、事業を開始する場合のこと</li> <li>・町外で既に開業し、事業を行っていた個人事業者の内、事務所・事業所の所在を牟岐町とし、事業を開始すること。</li> </ul>	補助上限額
		30万円
補助対象者	<p>【対象要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年4月1日以降に創業した者、又は令和6年12月31日までに創業する者</li> <li>・牟岐町内に事務所・事業所を置く個人事業者又は登記上の所在地を町内として創業する法人</li> <li>・町税等の滞納がない者</li> <li>・町の特定創業支援事業の証明をうけていること</li> </ul>	補助率
		1/2
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗等借入費</li> <li>・工事費</li> <li>・設備及び備品費</li> <li>・広報費</li> <li>・創業に必要な申請等に係る経費</li> <li>・消耗品等</li> </ul> <p>※補助対象期間内かつ令和7年2月28日までの本事業に係る経費が対象となります。</p>	募集数
		5事業程度
		募集期間
	7/10～10/31	必着
	*先着順で審査いたします。	
	お問い合わせ 牟岐町産業課 TEL：0884-72-3419	

# 全国家計構造調査



## 調査の目的

「全国家計構造調査」は、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的に及び地域別に明らかにすることを目的として実施するものです。

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」で、国が実施する統計調査のうち特に重要な調査です。1959年以来5年ごとに実施しており、令和6年調査は14回目に当たります。

## 調査の概要

○調査期間：令和6年10月及び11月の2か月間
○調査対象：無作為に選定した全国約90,000世帯
○調査事項：
【世帯及び世帯員に関する事項】
世帯構成、世帯員の就業・教育状況、現住居の状況、現住居以外の住宅・宅地の保有状況 など
【家計収支に関する事項】
自動引落としによる支払、口座等への入金（給与・年金等）日々の収入と支出 など
【所得及び家計資産・負債に関する事項】
年間収入、預貯金などの金融資産、借入金、企業年金掛金・固定資産税 など
○調査方法：調査員が調査世帯ごとに調査書類を配布し、世帯が①インターネットで回答する方法（オンライン回答）、②調査員に調査票を提出する方法（一部、郵送により調査票を提出する方法あり）のいずれかを選択

## 結果の利用

- 年金や介護等の社会保障制度や税制の在り方を検討するための基礎資料
- 生活扶助基準の見直しを行うための基礎資料
- 貧困等生活上の困難に対する支援に関する検討を行うための基礎資料
- 各種白書における家計の消費、所得、資産に関する分析 など

## 牟岐町猟友会に入会しませんか？

- 牟岐町猟友会は狩猟知識の普及やマナーの向上を通じて、狩猟者の育成、狩猟の適正な進歩発展を図る目的で運営されています。
- 狩猟だけではなく、農作物に被害を与える鳥獣の駆除への協力も行っています。
- 令和4年4月より、ジビエ処理加工施設（gibier lab 匠）を運営しており、ジビエの利活用、普及、推進等を行っています。
- 会員から狩猟技術を習得し、親睦を深め、一緒に活動しませんか。



### 猟友会員の メリット

- 狩猟免許取得費用の一部を助成しています。
- 狩猟者登録申請手続きなどを代行します。
- 新会員には、狩猟用の帽子とベストを無料で支給します。
- 狩猟に関する新しい制度や情報の提供、標識の販売等を行っています。

**ぜひ、牟岐町猟友会への入会をご検討ください！**

**TEL 0884-72-3419**

牟岐町猟友会事務局（代理）  
牟岐町役場産業課 鳥獣担当まで

# 牟岐町猟友会狩猟免許取得支援助成金

## 狩猟免許取得支援助成金とは

牟岐町猟友会の新たな担い手の確保及び、農林産物被害防止を目的として、新たに狩猟免許取得に要する経費について助成します。

## 交付対象者（以下の要件を全て満たす者）

- ① 牟岐町内に住所を有する者。
- ② 新たに狩猟免許（現に取得している狩猟免許と別種類の狩猟免許を含む。）を取得した者。
- ③ 狩猟免許取得後に牟岐町猟友会に入会し、免許取得から3年間狩猟者登録を行い、牟岐町内で有害鳥獣の捕獲活動を行うことができる者。

## 助成対象の狩猟免許の種類

- ① 第一種猟銃免許
- ② 第二種猟銃免許 （注）新規取得のみ対象とし、更新は除く。
- ③ わな猟免許

## 助成対象経費

① 狩猟免許取得に係る経費	初心者講習会受講料（テキスト代含む。）
	狩猟者免許試験受験申請料
② 狩猟者登録に係る経費	初回登録手数料
	初回狩猟税
③ 会費等	県猟友会費
	保険証明手数料

## 助成申請期限

免許取得日の属する年度の3月末日まで

## 助成申請手続きについて

申請手続きの詳細については、下記までお問い合わせください。

TEL 0884-72-3419

牟岐町猟友会事務局（代理）  
牟岐町役場産業課 鳥獣担当まで

# 森林環境税・森林環境譲与税について

『森林環境税』は、2024年度(令和6年度)から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、1人年額1,000円が課税されます。

森林がもつ機能は、地球温暖化のみならず、温室効果ガスの削減や土砂崩れを防いだりなど、私たちに大きな恩恵を与えています。しかし、所有者不明森林の増加、担い手不足などにより、手入れ不足の森林が増えています。このような中、令和元年度に、市町村による森林整備等に必要な地方財源を確保するために『森林環境税』及び『森林環境譲与税』が創設されました。

皆様から納税いただいた『森林環境税』は、国を通して『森林環境譲与税』として、全国すべての市町村と都道府県に配分され、森林整備やその推進のための取組みとして活用しています。森林環境譲与税は、法律に基づき、用途の公表が必要であり、牟岐町の役場ホームページにて用途を公表しています。

## 木材利用推進・林業普及啓発事業

【令和5年度の用途の一部をご紹介】

## 木造公共建築物整備

○徳島大学建築サークルAUTの学生が地元の木工職人とともに県産材の木材を使用し、様々なものを作製。若い世代への林業普及と木材利用推進を目的としています。



【南阿波サンライン 看板作製】



【牟岐保育園寄贈の遊具作製】



【モラスコむぎウッドデッキ修繕】

## 放置林環境整備事業 & 森林境界明確化事業

〈放置林環境整備事業〉間伐などの整備を行うことで、地表近くまで日光が届き、根や幹の成長が促進されるだけでなく、下草が生えることで、豊かな土壌が育まれて土砂崩れ防止などの機能を発揮

〈森林境界明確化事業〉放置された森林や高齢で手入れができない方の代わりに森林整備を行えるように、境界を明確にし、整備しやすいように明確化事業を実施



【牟岐町放置林環境整備事業】



【森林境界明確化事業】



## 木材利用推進

○木は木材として使用されている間も炭素を固定(貯蓄)したままにすることができ、温室効果ガスの削減に貢献している。



【出羽島 段々畑階段作製】

『森林環境税』及び『森林環境譲与税』についての詳細は「林野庁ホームページ」をご覧ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/>

牟岐町ホームページ

<https://www.town.tokushima-mugi.lg.jp/>

# 児童扶養手当について

児童扶養手当を受給するには、役場窓口で認定請求の手続きが必要です。

## ◆児童扶養手当とは

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給されるものです。なお、支給は、児童が18歳に達した年度末(障害の状態にある児童の場合は20歳)までです。

## ◆支給時期

奇数月の11日に、それぞれの支払い月の前月までの2か月分が支払われます。(ただし、11日が金融機関の休日に当たるときは、直前の営業日になります。)

## ◆手当額

児 童 数	手 当 月 額	
	全部支給の方	一部支給の方
1人のとき	45,500円	45,490円 ~ 10,740円
2人のとき	10,750円加算	10,740円 ~ 5,380円加算
3人以上	1人につき6,450円加算	1人につき6,440円 ~ 3,230円加算

## ◆所得制限限度額

扶養親族等の数	本 人		孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円

※ 受給者及び扶養義務者等の所得が一定額以上ある場合や公的年金等を受給している場合は、手当額の一部又は全部が支給されません

## ◆手当の対象となる児童

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が政令で定める障がいのある児童
- 父または母が生死不明な児童
- 父または母が1年以上遺棄している児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

お問い合わせ先 住民福祉課 TEL 72-3416

## 障がいのある方を対象としたNHK放送受信料の免除基準内容のご案内

下記の条件に該当となる方は、NHK放送受信料を全額または半額免除が受けることができます。

免除の該当となる方(世帯)で、手続きがお済みでない場合は申請手続きをしてください。

(既に免除を受けている方は、手続きは必要ありません。)

### <放送受信料の免除基準内容> (平成27年6月1日施行)

#### 【全額免除】

対 象	適用条件
公 的 扶 助 受 給 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護法に規定する扶助を受けている場合</li> <li>●ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護を受けている場合</li> <li>●中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合</li> </ul>
市町村民税非課税の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合
市町村民税非課税の知的障がい者	所得税法または地方税法に規定する障がい者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障がい者と判断された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税を含む)非課税の場合
市町村民税非課税の精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税(特別区民税含む)非課税の場合
社会福祉事業施設入所者	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設に入所されている場合

#### 【半額免除】

対 象	適用条件
視覚・聴覚障がい者	視覚障がいまたは聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
重度の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちで、障がい等級が重度(1級または2級)の方が世帯主で受信契約者の場合
重度の知的障がい者	所得税法または地方税法に規定する特別障がい者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障がい者と判断された方が、世帯主で受信契約者の場合
重度の精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障がい等級が重度(1級)の方が世帯主で受信契約者の場合
重度の戦傷病者	戦傷病者手帳をお持ちで、障がい程度が特別項症から第1款症の方が、世帯主で受信契約者の場合

### <免除の申請手続きについて>

◆お持ちの障がい者手帳・印鑑をご持参のうえ、役場住民福祉課で申請をしてください。

※ 全額免除申請される方で、本年1月2日以降に牟岐町に転入された方は、前住所地の非課税証明書が必要です。

お問合せ先 : NHK ふれあいセンター( 0570-077077) / 役場住民福祉課 ( 72-3416)

# しょう りゆう さべつ 障がい<sup>しょうがい</sup>を理由<sup>りゆう</sup>とする差別<sup>さべつ</sup>をなくそう

## しょうがいしゃさべつかいしょうほう << 障害者差別解消法 >>

せいしきめいしょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ  
正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

ほうりつ へいせい ねん がつ にち ふとう さべつてきと あつか およ ごうりてき  
この法律は、平成28年4月1日よりスタートし、「不当な差別的取り扱い」及び「合理的  
はいりよ ふていきょう きん 配慮の不提供」を禁じています。

しょう ひと ひと たが ひと  
障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も、互いにその人ら  
しさ みと あ とも い しゃかい  
しさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

### ふとう さべつてきと あつか きんし 「不当な差別的取り扱いの禁止」

ほうりつ くに とどうふけん しちようそん やくしょ かいしゃ みせ じぎょうしゃ しょう  
この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が障がい  
のひと たい せいどう りゆう しょう りゆう さべつ  
のある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

#### 具体例：

- スポーツクラブなどに入会しようとして、障がいがあることを伝えると、そのことだけを理由に入会を断られた。
- 障がいのある人がアパートやマンションなどの部屋探しをたのんだが、さがしにくいということで、希望を聞く前に断られた。

### ごうりてきはいりよ ていきょう 「合理的配慮の提供」とは？

ほうりつ くに とどうふけん しちようそん やくしょ かいしゃ みせ じぎょうしゃ しょう  
この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が障がい  
のひと たい しょう ひと しゃかい なか と のぞ なん  
のある人に対して、障がいのある人から社会の中にあるバリアを取り除くために、何らか  
のたいおう ひつよう いたし つた ふたん おち はんい たいおう  
の対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応する  
こと（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

#### 具体例：書類などで・・・

ちてきしょうがい ひと かくにん ひつよう しょうい  
■ 知的障害のある人が確認が必要な書類を見たが、  
その人にとっては、難しい漢字や文章が多く、理解  
できないものであった。



### ~こんな心づかいで差別をなくしていこう~

しょうい もじ おおきくしたり、ふり仮名をつけたりする。  
■ 書類の文字を大きくしたり、ふり仮名をつけたりする。  
また、代わりに読み上げたり、大切なところをわかりや  
すく説明したりする。



ごうりてきはいりよ じれい ないかくふ  
合理的配慮の事例は内閣府のホームページにあります。

ごうりてきはいりよ 合理的配慮サーチ けんさく 検索

# マイナポータルからスマホで国民年金手続の電子申請ができます

国民年金に加入中の方、国民年金に加入される方へ

## マイナポータルから スマホで 国民年金手続の電子申請ができます

対象手続

- ① **国民年金（第1号被保険者）加入の届出**  
 > お勤め先を退職した場合などの、国民年金へ加入する手続
  - ② **国民年金保険料 免除・納付猶予の申請**  
 > 経済的に保険料の納付が困難な場合に、納付の免除または猶予を申請する手続
  - ③ **国民年金保険料 学生納付特例の申請**  
 > 学生の方が保険料の納付が困難な場合に、納付の猶予を申請する手続
  - ④ **国民年金付加保険料納付申出(辞退)の申出**  
 > 将来の老齢基礎年金の額を増やす場合に、付加保険料を納付するための手続
  - ⑤ **国民年金付加保険料該当（非該当）の届出**  
 > 農業者年金に加入した場合に、付加保険料を納付するための手続
  - ⑥ **国民年金保険料の産前産後免除の届出**  
 > 出産予定または出産した場合等に、産前産後期間が免除となる手続
- \*令和6年3月29日から④、⑤、⑥の電子申請ができるようになりました。

メリット  
1

スマートフォンで簡単に申請できます！



メリット  
2

24時間365日、申請できます！

メリット  
3

処理状況や申請結果が確認できます！

国民年金

個人のお勤め先のオンラインサービス  
国民年金に関する電子申請



- ◆免除・納付猶予
- ◆学生納付特例
- ◆疾病特例・産前産後

電子申請の利用方法等については、  
日本年金機構ホームページで動画も公開しております。



ホームページ・動画はこちら  
[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi\\_kokunen.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html)

ぜひ、ご利用ください！

### マイナポータルとねんきんネットがつながるともっと便利！

■ マイナポータルとねんきんネットをつなぐと、対象の方にお知らせが届き、かんたんに電子申請できます

学生納付特例  
の更新

翌年度以降も在学予定の方へ  
お知らせを送付

必要最小限の入力で  
電子申請が可能に！

免除・納付猶予  
の案内

該当する見込みの方へ  
お知らせを送付

- 免除や猶予の承認を受けた期間や、さかのぼって納められる保険料を確認できます
- 最新の年金記録の確認や将来の年金見込額の試算などもできます

「ねんきんネット」  
マンコットキャラクター  
ねんきん太郎



マイナポータルとねんきんネットを  
つなげる手続は簡単！  
詳しくは、「ねんきんネット」で検索！



スマホの方はこちらから  
[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/)

# かんたん！スマートフォンで電子申請

## 1 マイナポータル「年金」から、「国民年金に加入する方・加入中の方の手続き」に進む

### ① スマートフォンとマイナンバーカードでマイナポータルにログイン



マイナポータルはこちら  
<https://myna.go.jp>

※ 初めてマイナポータルを利用される方は、マイナポータルのログイン画面の「登録・ログイン」から「利用者登録」を行ってください。

### ② マイナポータルのトップ画面で「年金」をタップし「国民年金に加入する方・加入中の方の手続き」を選択

## 2 手続きの選択 (希望する手続きを選択する)

「国民年金に関する手続き」画面で手順に沿って手続きを選択し、「この条件で検索」をタップ

手順1	手順2	手順3	手順4	手続きの種類
国民年金への加入				資格取得(種別変更)届
保険料の免除・納付猶予、または学生納付特例	・学生である ・学生でない	・国民年金に加入中 ・会社を退職した方、配偶者の扶養から外れた方等		国民年金保険料免除・納付猶予の申請 国民年金保険料学生納付特例の申請
付加保険料納付申出、または納付辞退	・付加保険料の納付を申出する ・付加保険料の納付を辞退する	・国民年金に加入中 ・その他の方 ・農業に従事しなくなった	・農業者年金に加入中の方 ・農業者年金に加入中でない	付加保険料納付申出、または納付辞退 付加保険料納付該当、または納付非該当
産前産後の保険料免除	・国民年金に加入中の方			産前産後の保険料免除

この条件で検索

## 3 本人情報の入力 (マイナンバーカードを読み取り、申請に必要な内容を入力する)

### ① 4桁のパスワード(券面事項入力補助用)を入力の上、スマートフォンの裏面にマイナンバーカードをかざして読み取る(本人情報を自動入力)

### ② 入力画面の案内に従い、申請に必要な内容の選択および入力

申請に必要な「氏名(漢字)」、「生年月日」、「住所」などは自動入力されます!

国民年金保険料免除・納付猶予の申請	氏名(カタカナ) 電話番号種別(携帯電話等) 電話番号 郵便番号	申請年度
国民年金保険料学生納付特例の申請		申請期間、学校の名称、学校の所在地、在学予定期間、学生の区分、添付書類(学生証等)
資格取得(種別変更)届		資格取得(種別変更)該当年月日
付加保険料納付(辞退)申出		申出年月日
付加保険料納付該当(非該当)届		該当年月日(農業者年金の資格取得日) / 非該当年月日(農業者年金の資格喪失日)
産前産後免除該当届		出産(予定)年月日

## 4 入力内容を確認 (入力内容を確認し、電子申請する)

入力内容を確認し「次へ」をタップし、「申請する」をタップ  
送信完了が表示されたら「電子申請」は完了

ご不明な点等ございましたら、以下をご覧ください。

■ ホームページで確認

■ お電話で確認(ねんきん加入者ダイヤル)

国民年金 電子申請 検索  
[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi\\_kokunen.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html)

0570-003-004  
050から始まる電話でおかけになる場合は  
ナビダイヤル ☎ 03-6630-2525

受付時間  
月曜日～金曜日：午前8時20分～午後7時  
第2土曜日：午前9時30分～午後4時  
※土曜日、日曜日、祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～12月31日はご利用いただけません

## ご存知ですか?重度心身障害者医療費助成事業

○ 重度の障がいをお持ちの方に [ 医療費の一部負担金  
調剤一部負担金 ] を助成いたします

医療助成の対象となる方		手続きに必要なもの
1	身体障害者手帳1・2級所持者	医療保険証・印鑑・通帳 身体障害者手帳 および療育手帳
2	療育手帳A所持者	
3	身体障害者手帳3・4級と療育手帳B1を所持する重複障がい者	

※ 上記の制度は医療保険加入者が対象となり、所得制限があります。

(注) 65歳になっても引き続き重度医療を受給するには、後期高齢者医療制度に加入する必要がありますので、65歳を迎えられる方は注意してください。

【65歳の誕生日の1ヶ月前に牟岐町役場住民福祉課まで連絡をお願いいたします。】

お問い合わせ先 住民福祉課 TEL 72-3416

## 特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当は、精神や身体に常に介護を必要とする程度の障がいのある児童をご家庭で保護、監督している父や母、または父母に代わって児童を養育している方に対し支給される手当です。

### ◆対象となる児童

20歳未満で、身体や精神に重度障がい、または中度障がいのある児童

### ◆手当を受けられない場合

- 1、手当を受けようとする人、対象となる児童が、日本に住んでいない場合
- 2、児童が肢体不自由施設や知的障害児施設などの施設に入所している場合
- 3、児童が障害を理由として厚生年金など公的年金を受けることができる場合
- 4、手当を受けようとする人の前年の所得が一定額以上ある場合

### ◆支給額

支給される手当の月額、障害児1人につき1級(重度障がい児)55,350円、2級(中度障がい児)36,860円となっています。(令和6年4月改定)

※手当額は、毎年度変更になる可能性があります。

### ◆特別児童扶養手当の支払日

手当は、請求した月の翌月分から支給され、年3回、支給月の前月分までの4か月が支払われます。

4月期(12月～3月分) → 4月11日 支払い

8月期(4月～7月分) → 8月11日 支払い

12月期(8月～11月分) → 11月11日 支払い

### ◆申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・請求者(手当を受けようとする人)と対象児童の戸籍謄本
- ・特別児童扶養手当認定診断書
- ・請求者名義の預金(貯金)通帳
- ・請求者、配偶者、対象児童の通知カードまたは個人番号カード

※この他にも、個別の事由により必要な書類があります。

お問い合わせ先 住民福祉課 TEL 72-3416

保守点検  
と  
法定検査



浄化槽の維持管理

# 一括契約

## 50人槽以下の浄化槽

新型の合併処理浄化槽から  
現在利用中の単独処理浄化槽まで  
家庭用から事業所まで対象！  
ご遠慮なくお申し込みください。



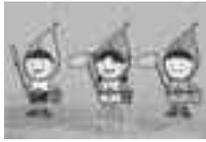
### 一括契約のメリット

- ①個々に行っていた、保守点検と法定検査が同時に契約できます。
- ②一括契約を行うと料金が割安になります。
- ③預金口座振替を利用することにより手間がかからなくなります。

## 海部郡浄化槽一括契約協議会

事務局 (公社) 徳島県環境技術センター

なんでも相談室 ☎088-636-1177



# 一括契約Q & A



Q1. 維持管理は、  
どうして必要なのですか。

A. 浄化槽は、微生物の活動を利用して汚れを分解し、その結果得られた清浄な水を川や海へ放流しています。つまり、微生物が活動しやすい環境を維持することが重要です。そのため、定期的な維持管理を行い、その環境を調整することが必要になります。また、浄化槽の維持管理は、保守点検、清掃、そして法定検査に分かれています。浄化槽法では、これらの作業を実施する回数が定められています。

Q3. 清掃は契約できないのですか。

A. 契約できません。

海部郡衛生処理事務組合は、一部事務組合となりますので、清掃業務に関する契約行為ができません。

契約はできませんが、当協議会に加入する下記3業者は、これまで通り清掃時期のお知らせするとともに、清掃依頼手続きの支援を行います。当協議会では、ご契約者の浄化槽が良好な状態を維持するように適切な維持管理を行いますので、どうか安心してお使いいただければと思います。

Q2. 一括契約にすると、  
これまでと何が変わるのですか

A. 海部郡では、保守点検と法定検査を一元化した「一括契約」システムを推進しております。個々に依頼する煩わしさを解消し、確実な維持管理をご提供いたします。さらに、保守点検と検査で情報共有することができるため、浄化槽の機能が最大限に発揮され、使用中のトラブルにも迅速に対応できる体制を整えています。当協議会が提供する一括契約は、皆様に安心してご利用いただける維持管理システムとなっております。

Q4. 支払方法は、  
口座振替しかないのですか

A. はい、ご利用いただける支払い方法は口座振替のみです。口座振替は手数料無料で、支払いの手間がなくなります。また、分割払いは6回まで対応しています。ただし、分割払いの場合は手数料が1回ごとに100円(税別)をご負担していただきます。

また、当協議会では、契約金額から500円割引を毎年実施しております。通常より、浄化槽の維持管理がお得になりますので、是非ご利用ください。

## 【申込窓口・保守点検に関すること】

会員企業

電話番号

カイツカンキョウ協業組合 0884-73-0806

水メンテナンス美波 0884-77-1877

(有)西沢建材センター 0884-73-1271

## 【清掃に関する窓口】

電話番号

海部郡衛生処理事務組合 0884-72-2696

## 【補助金に関する窓口】

電話番号

牟岐町役場 住民福祉課 0884-72-3414

美波町役場 建設課 0884-77-3618

海陽町役場 上下水道課 0884-76-1514

【お問合せ先】 維持管理・一括契約に関する事項についてお気軽にお問い合わせください。

公益社団法人 徳島県環境技術センター

徳島市津田海岸町2-33

Tel 088-636-1234 Fax 088-636-1122

# 浄化槽法定検査のお知らせ

浄化槽を設置されている方は、1年に1回、浄化槽の水質に関する検査（法定検査）を受けなければならないと浄化槽法に規定されており、業者の方をお願いしている浄化槽の保守点検・清掃とは別に受けなければならない場合があります。

次の期間に、徳島県知事指定検査機構である、（公社）徳島環境技術センターから対象施設には連絡・訪問しますので、ご協力をお願いします。

期 間：令和6年9月17日～10月11日  
対象地域：牟岐町全域

お問い合わせ  
公益社団法人 徳島環境技術センター  
TEL 088 (636) 1234  
浄化槽なんでも相談窓口：088 (636) 1177

# 生ごみ処理機購入補助について

家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を促進するため、生ごみ処理機購入に対して補助金を交付します。コンポスター等に加え、電動式生ごみ処理機も補助対象です。予算に限りがありますので、購入前に住民福祉課に申込みをしてください。受付後、町内業者で購入していただき、領収書、保証書（電動式のみ）を添えて申請をしてください。

### ○補助概要

- ・町内に住民票があり、居住していること
- ・町内の販売業者で購入すること
- ・1世帯につき申請は1回に限る
- ・補助額は、購入額の1/2  
(上限3万円まで)
- ・申請期間は8月20日（火）から

### ○申請書提出先

牟岐町役場 住民福祉課

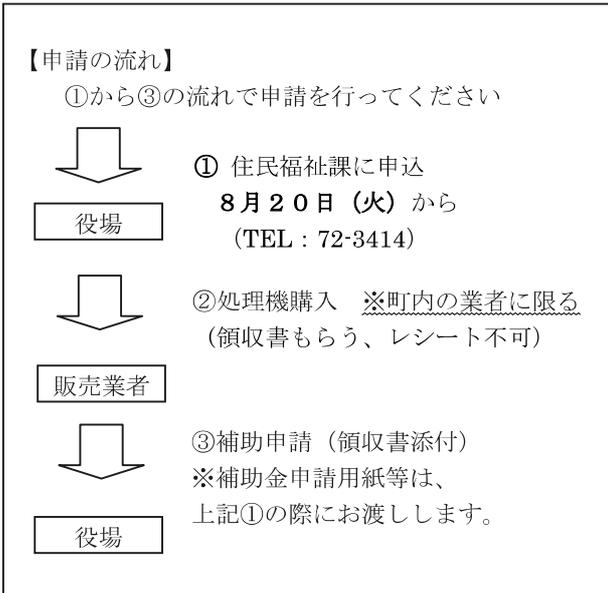
※申込み前に購入済みのものは補助対象外です。

必ず住民福祉課で確認後に購入してください。

### 【お問い合わせ】

牟岐町役場 住民福祉課 環境担当 TEL 72-3414（直通）

※カーボンニュートラル（脱炭素）に取り組めます



# ご存じですか？民生委員・児童委員

牟岐町には町内23地区25名の民生委員・児童委員・主任児童委員がいます。それぞれが担当する地域の見守りや安否確認をし、住民の皆様の生活上の様々な相談に応じています。それをもとに支援やサービスなどを提供する関係機関との「つなぎ役」として活動しています。そのほか、保育園・小中学校・高齢者の方々との交流会や、民生委員活動の向上のため様々なセミナーや研修会への参加も積極的に行っております。

守秘義務のある民生委員・児童委員は地域の身近な相談相手です。誰に相談したらよいかわからない介護のことや子育ての事など、一人で抱え込まずご相談ください。

お問い合わせ 牟岐町住民福祉課 72-3414

## 防衛省自衛隊募集

防衛省では、災害派遣や国際貢献等で活躍する自衛官を募集しています。自分を活かせる100を超える職種と、段階的な育成制度で社会に貢献出来ます。また逐次採用試験を実施しています。

陸、海、空自衛隊にはきっと皆さんも興味を持つ様々な職種・職域があります。「自衛官適職診断」から自分に合った職種・職域と見比べてみてください。



自衛隊徳島地方協力本部【公式】



【問合せ】自衛隊徳島地方協力本部阿南地域事務所

住所：阿南市富岡町内町164-1

電話：0884-22-6981

## 愛犬の無料相談

相談内容

引張が強い・噛み癖・叱り方・誉め方・飛びつき・無駄吠え・トイレ・ドッグフード選びなど、家庭犬訓練士による無料相談を行なっていますので、お気軽にお越し下さい。

相談日時：毎月第2土曜日 13時30分より15時30分まで

開催場所：牟岐町役場2階 和室

お問い合わせ先：住民福祉課TEL：0884-72-3414

## 第74回"社会を明るくする運動"

内閣総理大臣メッセージの伝達

海部地区保護司会

本年度の法務省主唱"社会を明るくする運動"強調月間が7月1日から始まったことに伴い、同日、海部地区の保護司が枳富町長を表敬訪問し、内閣総理大臣からのメッセージを伝達するとともに、犯罪のない明るい街づくりを目指して、町の行政面からご支援をいただけるようお願いいたしました。また、住民の皆様にも本運動を通じて保護司活動のことを少しでもご理解いただければと願っております。ご質問等がございましたら、当保護司会事務局(090-3483-8487 國吉)までご連絡ください。



# クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)を設置しました

クーリングシェルターとは、危険な暑さから避難できる場所として、町内の、施設・店舗等をクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）として町長が指定した施設です。

気象庁及び環境省から熱中症特別警戒アラートが発表している期間中、一般の方に開放します。

熱中症特別警戒アラートは、気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれのある場合に環境大臣が発表するものです。

徳島県内の全ての暑さ指数（WBGT）情報提供地点において、翌日の最高暑さ指数が35以上となることが予測される場合、熱中症特別警戒アラートが発表されます。

クーリングシェルターの開放時間等は基本的に、通常営業・運営している時間となるため、施設により異なります。詳細は、牟岐町ホームページでご確認いただくか、役場健康生活課（72-3417）または各施設までお問い合わせください。

牟岐町では、公共施設の他に、クーリングシェルター（暑熱避難施設）民間施設等を募集しています。ご協力いただける指定施設を随時、牟岐町公式ホームページに追加いたします。

牟岐町公式ホームページ QRコード  
「クーリングシェルターの設置について」



## 【町内クーリングシェルター(暑熱避難施設)指定施設一覧】 (令和6年7月10日現在)

施設名	所在地	電話番号	開放時間	受入可能人数	開放場所等
牟岐町役場	牟岐町大字 中村字本村 7-4	0884- 72-1111	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土日、祝祭日除く)	10人	1階正面玄関の長椅子を休憩場所として提供します
牟岐町立図書館	牟岐町大字 川長字新光 寺82	0884- 72- 2300	火曜日～日曜日 10:00～18:00 (月曜、休館日除く)	20人	椅子を休憩場所として提供します
牟岐町海の総合文化センター	牟岐町大字 川長字新光 寺82	0884- 72- 0107	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土日、祝祭日除く)	20人	牟岐町立図書館が開放していない日のみ1階ロビーの椅子を休憩場所として提供します
モラスコむぎ	牟岐町大字 灘字下浜辺 198-1	0884- 72- 2520	火曜日～日曜日 9:30～17:00 (定休日は除く) 定休日は月曜日 (月曜日が祝日の場合は翌日が定休日)	5人程度	モラスコむぎメインホール椅子を休憩所として提供します
ショッピングセンターポルト牟岐	牟岐町大字 中村字本村 106-10	0884- 72- 1228	月曜日～日曜日 10:00～18:00 (定休日は除く) 定休日は第二水曜日	8人程度	ショッピングセンターポルト牟岐の共有スペースの椅子を休憩所として提供します
オーシャン薬局	牟岐町大字 中村字山田 15-4	0884- 74- 1255	月曜日～金曜日 8:30～18:00 土曜日9:00～12:00 (日、祝祭日除く)	3人程度	出入り口横、椅子を休憩場所として提供します
スマイル調剤薬局 牟岐店	牟岐町大字 川長字山戸 168-4	0884-7 0-1226	月曜日～水曜日、金曜日 9:00～18:00 土曜日 8:30～17:30 (木、日、祝祭日除く)	1人程度	待合室の椅子を休憩所として提供します
アイ調剤薬局 海部店	牟岐町大字 中村字杉谷 182-1	0884- 72- 3112	月曜日～金曜日 10:00～16:00 (土、日、祝祭日除く)	3人程度	待合室の椅子を休憩所として提供します マスクの着用必須です

# ～保健だより～ あなたの飲酒、危険かも!? ご自身でチェックしてみましょう!

「AUDIT (オーディット)」はWHO (世界保健機関) によって作成されたスクリーニングテストです。依存症は飲酒する人なら、だれでもかかる可能性のある病気です。ご自身やご家族の、飲酒習慣はどうですか?? 合計点数をチェックしてみましょう。

1	どのくらいの頻度でアルコール飲料を飲みますか?	飲まない 月1回以下 月2~4回 週2~3回 週4回以上	0 1 2 3 4
2	飲酒するときには1日に何単位くらい飲みますか? 【アルコールの1単位=純アルコール20gを含む酒類】 	0.5~1単位 1.5~2単位 2.5~3単位 3.5~4.5単位 5単位以上	0 1 2 3 4
3	一度に3単位以上飲酒することが、どのくらいの頻度でありますか?	ない 月1回未満 月1回 週1回 毎日あるいはほとんど毎日	0 1 2 3 4
4	過去1年間に、飲み始めたら飲むのをやめられなくなったことが、どのくらいの頻度でありましたか?	ない 月1回未満 月1回 週1回 毎日あるいはほとんど毎日	0 1 2 3 4
5	過去1年間に、通常だと行えるのに飲酒のせいでできなかったことが、どのくらいの頻度でありましたか?	ない 月1回未満 月1回 週1回 毎日あるいはほとんど毎日	0 1 2 3 4
6	過去1年間に、飲みすぎた翌朝、体調を整えるために迎え酒をしなければならぬことが、どのくらいの頻度でありましたか?	ない 月1回未満 月1回 週1回 毎日あるいはほとんど毎日	0 1 2 3 4
7	過去1年間に、飲酒に罪悪感・後ろめたさを感じたり、後悔をしたことが、どのくらいの頻度でありましたか?	ない 月1回未満 月1回 週1回 毎日あるいはほとんど毎日	0 1 2 3 4
8	過去1年間に、飲酒の翌朝に前夜の行動を思い出せなかったことが、どのくらいの頻度でありましたか?	ない 月1回未満 月1回 週1回 毎日あるいはほとんど毎日	0 1 2 3 4
9	あなたの飲酒のために、あなた自身や他の人がケガをしたことがありますか?	ない あるが、過去1年にはない 過去1年にある	0 2 4
10	家族、親戚、友人、医師、あるいは他の保健従事者が、あなたの飲酒について心配したり、飲酒を控えるようにと勧めたことがありますか?	ない あるが、過去1年にはない 過去1年にある	0 2 4
<b>合計点</b>			

「少量の酒は体に良い」と以前は言われていましたが、近年の研究では「飲まないの方が疾病リスクは低い」といったデータが明らかになってきています。アルコールには発がん性があり、口腔・咽頭・食道・肝臓・大腸・乳がんとの因果関係があると指摘されています。飲酒後の運動や入浴も、血圧上昇・心疾患の発症の危険性があります。

毎月第1土曜日 18時から  
浜の家で断酒会をしています。  
ご家族のみの参加もOK!  
ぜひ一度ご相談下さい。



- ★0~9点の方へ**  
今のところ危険の少ない飲み方です。今後も健康的なお酒とのつきあいを心がけてください。
- ★10~19点の方へ**  
現在の飲み方を続けると、あなたの健康や社会生活に影響が出るおそれがあります。これまでの飲み方を修正された方がいいでしょう。
- ★20~40点の方へ**  
アルコール依存症の疑いがあります。飲酒の悪影響は、健康のほか家庭や職場での生活にもおよびます。一度専門医にご相談されることをお勧めします。

# 8月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「令和6年7月31日」となっている[オレンジ色]の「後期高齢者医療被保険者証」（以下、被保険者証）を、1人に1枚お渡ししています。

7月中旬に市町村担当課から、**有効期限 令和7年7月31日**と記載された新しい被保険者証[むらさき色]をお届けします。

令和6年8月1日から令和7年7月31日までの一部負担金の割合（1割，2割又は3割）は、令和5年中の収入や所得に基づき、判定します。

**8月1日以降は、古い被保険者証[オレンジ色]は使えませんので、**受診の際は有効期限を確認し、お間違えのないようご注意ください。

後期高齢者医療被保険者証

有効期限  
交付年月日

被保険者番号

住所  
氏名  
生年月日

資格取得年月日

発行期日

一部負担金の割合

保険者番号  
並びに保険者の名称及び印

徳島県  
後期高齢者医療広域連合 印

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 令和7年7月31日

※ご確認ください！

新しい被保険者証の有効期限は  
**令和7年7月31日**  
になっています。

## 【一部負担金の割合の判定方法について】

### 1割負担となる方

世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定①	住民税課税所得が28万円未満は1割	住民税課税所得が28万円未満は1割
判定②	住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他合計所得金額が200万円未満」は1割	住民税課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他合計所得金額が320万円未満」は1割

### 2割負担となる方

世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ「年金収入＋その他合計所得金額が200万円以上」は2割	住民税課税所得が28万円以上145万円未満かつ「年金収入＋その他合計所得金額が320万円以上」は2割

### 3割負担となる方

世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
判定	住民税課税所得が145万円以上で年収が383万円以上は3割	住民税課税所得が145万円以上で年収の合計が520万円以上は3割
補足①	住民税課税所得が145万円以上で年収が383万円未満の場合は1割もしくは2割（要申請）	住民税課税所得が145万円以上で年収の合計が520万円未満の場合は1割もしくは2割（要申請）
補足②	70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割もしくは2割（要申請）	

①後期高齢者医療 限度額適用・標準負担額減額認定証 (薄い紫色) をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、減額認定証)は、有効期限が「令和6年7月31日」となっています。
令和4年度の減額認定証をお持ちの方で令和5年度住民税非課税世帯の方には、7月末までにお住まいの市町村から、8月1日以降に使用可能な減額認定証をお届けいたします。更新申請書の提出は必要ありません。
減額認定証に記載されている適用区分が「区分II」の方で、減額認定証発行後に90日を超える入院(過去12か月)をされた方は、お住まいの市町村担当窓口へ申請していただくことで、入院時の食事代がさらに減額されます。
※申請が遅れた場合、減額される期間が少なくなりますので、該当になる方は速やかに申請してください。

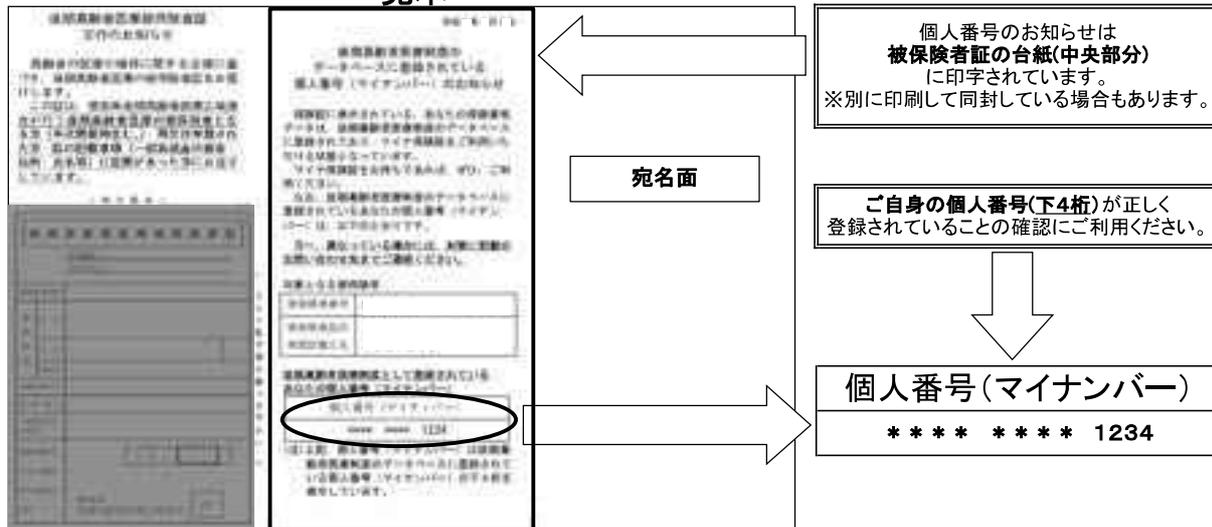
②後期高齢者医療 限度額適用認定証 (ねずみ色) をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用認定証」(以下、限度額認定証)は、有効期限が「令和6年7月31日」となっています。
令和5年度の限度額認定証をお持ちの方で、令和6年度も所得区分が3割負担の「区分I・II」に該当される方には、7月末までにお住まいの市町村から、8月1日以降に使用可能な限度額認定証をお届けいたします。
更新申請書の提出は必要ありません。

個人番号(マイナンバー)のお知らせを送付します

7月中に市町村から送付される新しい被保険者証には、台紙部分に、被保険者本人の個人番号(下4桁)等の情報を表示した「個人番号(マイナンバー)のお知らせ」(以下、個人番号のお知らせ)が印字されています。
個人番号のお知らせとは、印字されている個人番号(下4桁)等の情報が、後期高齢者医療制度のデータベースに登録されていることを示すもので、全ての方に安心してマイナンバーカードを被保険者証として利用していただけるようにすることを目的とするものです。
ご自身の個人番号(下4桁)が正しく登録されていることの確認にご利用ください。
※令和6年8月1日以降に後期高齢者医療制度に加入する方には、個人番号のお知らせは送付されません。

見本



被保険者証は令和6年12月2日に廃止されます

お手元にある被保険者証は、被保険者証に記載されている有効期限までお使いいただけます。
令和6年12月2日以降、マイナンバーカードを被保険者証として利用する登録をしていない方には、被保険者証の代わりにお使いいただける「資格確認書」を、被保険者証の有効期限が切れるまでにお届けします。
マイナンバーカードを被保険者証として利用する登録をしている方には、自己負担割合等の確認ができる「資格情報のお知らせ」を、被保険者証の有効期限が切れるまでにお届けしますが、被保険者証の代わりとしてはお使いいただけません。
また、有効期限を過ぎた被保険者証や資格確認書についてもお使いいただけませんので、ご注意ください。

※令和6年度の保険料の決定通知書を8月初旬にお送りします。

令和6年度の保険料が、年金から差し引かれている方は、4月分から8月分までは、仮徴収としてお支払いいただくこととなっております。
保険料の算定基礎となる前年の所得が確定後、年額保険料とお支払方法のお知らせをお送りします。
また、年金からの差引きではなく、納付書または口座振替により保険料を納めていただく方についても、市町村から年額保険料のお知らせと納付書をお送りします。

## 後期高齢者医療制度 歯科健康診査のお知らせ

後期高齢者医療制度に加入されている節目の年齢の方を対象に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし、口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健康診査を実施しています。

また、徳島大学歯学部において、口腔ケアと体の健康、医療費や介護給付費との関連を調査しています。定期健診の受診や口腔ケアを行うことは、全身の健康にとっても重要であることが示されています。今年度の対象者は、ぜひ歯科健診を受診しましょう。

### 対象者

令和5年中に節目の年齢になられた方(昭和23年,昭和22年,昭和21年,昭和18年,昭和13年,昭和8年生まれの方)ただし、長期入院患者や施設入所者は対象外です。

〔長期入院患者や施設入所者の方は、すでに健康状態を把握され、医師や施設管理者等の指導を受けていると考えられることから、歯科健康診査の対象者から除いています。〕

なお、対象者には7月下旬に歯科健診受診券を送付します。長期入院患者・施設入所者の方にも受診券が届くこともありますが、対象外ですので健診はご遠慮ください。

**受診場所** 後期高齢者の歯科健診の実施協力歯科医院

受診可能な歯科医院の一覧表は受診券に同封予定です。

**受診方法** 事前に電話等にて健診実施歯科医院にご予約の上、受診してください。

**健診項目** 問診、口腔内診査、口腔機能評価(口の渇き、かむ力、飲み込む力など)等

**受診費用** 無料

**受診期間** 令和6年11月30日(受診券が届いてから使っていただけます。)

**持っていくもの** 後期高齢者医療被保険者証と歯科健診受診券

### その他注意事項

- 健診の予約日を忘れないようにしてください。
- 歯科健診は期間中に1回のみです。後日重複受診が判明した場合は費用を請求させていただきますのでご了承ください。
- 歯科健診自体は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料となりますのでご注意ください。
- 健診結果は、広域連合又はお住まいの市町村での口腔保健指導及び徳島大学との共同研究による分析調査に活用することがありますので、ご了承ください。

後期高齢者医療制度の歯科健康診査に関するお問い合わせ先  
徳島県後期高齢者医療広域連合事務局 事業課  
徳島市川内町平石若松78番地1  
電話 088-677-3666

## 後期高齢者医療歯科健康診査実施歯科医院 海部郡内一覧

車椅子対応が可能な歯科健康診査実施歯科医院には「○」を記載しておりますので、ご確認ください。

医院機関名	住所	電話番号	車椅子対応
-------	----	------	-------

## 【牟岐町】

1	近藤歯科医院	海部郡牟岐町大字中村字本村 114-5	0884-72-3123	×
---	--------	---------------------	--------------	---

## 【美波町】

1	井出歯科	海部郡美波町西由岐字東 10-2	0884-78-0141	○
2	勝瀬歯科医院	海部郡美波町奥河内字本村 102	0884-77-0030	○
3	野口歯科医院	海部郡美波町奥河内寺前 217-3	0884-77-1233	○

## 【海陽町】

1	シクイデンタルクリニック	海部郡海陽町久保字板取 62-14	0884-76-1110	○
2	前川歯科医院	海部郡海陽町久保字松本 119-4	0884-76-3858	×
3	ヒロタ歯科医院	海部郡海陽町四方原字町西 48-1	0884-73-3681	○
4	やまいし歯科医院	海部郡海陽町奥浦字一字谷 1-15	0884-73-1576	○

令和6年5月末現在

海部郡外での健診をご希望の方は下記までお問い合わせください。

後期高齢者医療歯科健康診査実施歯科医院に関するお問い合わせ先  
牟岐町役場 健康生活課  
電話 72-3417

## ジェネリック医薬品による自己負担額軽減のお知らせを発送します

ジェネリック医薬品とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に、同じ有効成分を使って作られ、新薬と同等の効果、効能を厚生労働省から承認されている医薬品です。

徳島県後期高齢者医療広域連合では、現在処方されている新薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどれくらい軽減できるのか、その一例をお知らせする通知を令和6年9月下旬に送付します。

通知の対象者は、本年5月に医療機関で処方された新薬を、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額が大きく軽減される方です。

なお、全てのお薬にジェネリック医薬品があるとは限りませんので、利用を希望される場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品による自己負担額軽減のお知らせに関するお問い合わせ先  
徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課  
徳島市川内町平石若松 7 8 番地 1  
電話 088-677-3666





マイナンバーカードを保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

**STEP1.****マイナンバーカードを申請****■申請方法は選択可能です**

- ① オンライン申請  
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの  
証明写真機からの申請

**マイナンバーカードを****■利用登録の方法**

- ① 医療機関・薬局の受付  
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う

**マイナンバーカードを使うメリット****① 医療費を20円節約できる**

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

**② より良い医療を受けることができる**

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

**③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除**

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

今年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。



# つくってみよう!減塩レシピ

### 作り方

- ① オクラはさつとゆでて、3cmの長さに切る。
- ② トマトは一口大の乱切りにする。
- ③ 大葉は千切りにする。
- ④ ボウルに③を合わせ、①と②と③を入れて和える。

### 材料/2人分

オクラ.....60g

トマト.....180g

大葉.....4枚

うすくちしょうゆ...大さじ1/2

④ レモン果汁.....大さじ1/2



## のポイント

- レモンの酸味でさっぱり食べられます。
- 大葉の香りがさわやかな一品です。

【レシピ考案】阿波市食生活改善推進協議会

【引用】かんたん 減塩レシピ 徳島県食生活改善推進協議会

# 「牟岐町防災士の会(仮称)」の設立に向けて

近年、全国各地で風水害などの自然災害が発生し、多くの尊い人命が失われています。今年も能登半島地震や豊後水道を震源とする地震が発生するなど、改めて災害への備えや対応の難しさを思い知らされている状況です。

そこで、今後30年以内に70～80%の確率で発生するとされている南海トラフ地震に備える取り組みのひとつとして、令和6年度中に「牟岐町防災士の会(仮称)」の設立を目指し、準備を始めました。

つきましては、牟岐町内にお住まいの方や勤務されている方で、防災士資格を保有し設立に協力していただける方や、興味のある方がいらっしゃいましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先 総務課 TEL 72-3412

### 防災士の基本理念

- 1. 自助 自分の命は自分で守る
- 2. 共助 地域・職場で助け合い、被害拡大を防ぐ
- 3. 協働 住民、企業、自治体、防災機関等が協力して活動する

# 阿南市電子図書館が利用できます!

## 牟岐町立図書館で、『阿南市電子図書館』のIDとパスワードが即日その場で発行できます!

お手持ちのパソコン・タブレット端末・スマートフォンから、電子書籍(コンテンツ)を借りて、読んで、返却することが可能です。24時間いつでも、どこでも、好きな時に図書館を利用できます。また、期限を過ぎると自動的に返却となり、返し忘れの心配がありません。児童書やティーンズ向けの本が充実しています。

「牟岐町立図書館の利用者カード」を登録されている方であれば、申請のあった日にその場で阿南市電子図書館のIDとパスワードを発行いたします。

- 貸出点数：3冊
- 予約点数：3冊
- 貸出期間：2週間(この期間を過ぎると自動的に返却となり、延長はできません。)

※お問い合わせ※ 牟岐町立図書館 TEL (0884) 72-2300 FAX (0884) 72-3301

## 衛生組合で保守点検を実施させていただいている浄化槽所有者様へのお知らせ 浄化槽保守点検業務に係る民間事業者への移行のお願い

海部郡衛生処理事務組合で実施させていただいている浄化槽の保守点検業務については、昨今の下水道の普及や人口減による浄化槽人口の減少を鑑み、海部郡内の民間活力の推進と、将来的な業務の合理化の観点から、民間事業者への移行を進めております。

現在、当組合で保守点検をご利用いただいている浄化槽のご契約者様(所有者様等)については、保守点検時にもご案内を致しておりますが、今後の浄化槽の保守点検について、下記に記載しております海部郡内の4社の民間事業者の中から、ご希望の事業者をお選びいただき、直接お申込み下さりますようお願いいたします。(※当組合で保守点検を行っている浄化槽が対象になります。)

お手数をおかけしますが、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

**なお、清掃業務(し尿くみ取り・浄化槽汚泥引抜)については、当組合で引き続き行います。**

保守点検業者名	所在地	電話番号
カイツカンキョウ協業組合	〒775-0203 海部郡海陽町大里字白水 92-33	0884-73-0806
坂本環境サービス	〒775-0203 海部郡海陽町大里字杉谷 14-5	0884-73-3871
水メンテナンス美波	〒779-2305 海部郡美波町奥河内字寺前 94	090-4333-3117
(有)西沢建材センター	〒775-0203 海部郡海陽町大里字下中須 37	0884-73-1271

※浄化槽保守点検は、浄化槽の機能を維持するために必要な点検で、浄化槽の所有者等は、浄化槽の適正な維持管理のために保守点検を行うことが法律で定められています。また、点検内容は、浄化槽の稼働状況や状態を調べ、その調整、修理、消毒薬の補充などを、浄化槽の処理方式や規模により年数回実施することになります。

※ご不明な点等ございましたら、下記お問合せ先までご連絡下さい。

お問合せ先：海部郡牟岐町大字内妻字白木139-1  
海部郡衛生処理事務組合 管理第1課 電話 0884-72-2696

～牟岐町海の総合文化センター開館30周年記念事業～ 宝くじ文化公演  
**森口博子コンサート×ジャガーズものまねライブ in 牟岐町**

- 日時 10月6日(日)  
14時00分～15時30分(開場13時30分)
- 場所 牟岐町海の総合文化センターホール
- 入場料 (宝くじの助成による特別料金)  
一般2,500円・高校生以下1,500円  
(全席自由・当日500円増)  
◎7月24日(水)から前売券販売開始!
- 前売券販売場所 牟岐町海の総合文化センター、  
リパティ、海陽町海南文化館、美波町日和佐公民館、  
平惣徳島店、平惣小松島店、平惣阿南センター店  
※前売券完売の場合は、当日券の販売はありません、
- お問い合わせ先  
教育委員会 TEL 72-0107



## 海上保安庁職員募集(採用試験のご案内)

### ・海上保安大学校学生採用試験

※幹部海上保安官として海上保安業務に従事します。(幹部職)

受付期間 令和6年8月22日(木)～9月4日(水)

試験日 第一次 令和6年10月26日(土)および27日(日)

第二次 令和6年12月13日(金)

申込みはインターネットにより行ってください。

<詳しくはこちら>

【問い合わせ先】

徳島海上保安部管理課

TEL: 0885-33-2246

採用 | 海上保安庁 (mlit.go.jp)



## シニアの皆さん!「介護助手」として活躍しませんか?

「介護助手」とは、介護施設で、「清掃やシーツ交換、話し相手」など身体への負担が比較的少ない「介護の周辺業務」を担うお仕事です。「短時間勤務」「無資格」「未経験」でも御参加いただけます。

- 対象/概ね60歳以上(50代も可)
- 期間/雇用開始日から3カ月間(施設と相談後、継続雇用あり)
- 時給/896円～960円(各施設により賃金は異なります)
- 業務内容/各施設により異なります
- 近隣の協力施設 介護老人保健施設和楽(牟岐町大字川長字山戸28)
- 募集期間/令和6年7月～11月末日まで

参加方法等については、徳島県社会福祉協議会までお問い合わせください。

TEL 088-625-2040

「介護助手」

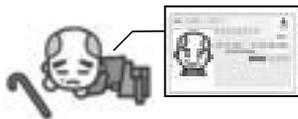
ホームページはコチラ



# マイナ救急実証事業を実施します

海部消防組合消防本部では、救急車を必要とする傷病者本人の同意を基本として、マイナ保険証を活用して通院履歴や服薬情報等を把握し、救急業務を円滑化、迅速化します。

## マイナ保険証を活用するメリット



傷病者本人の情報を正確に伝えられる



病院の選定や搬送中の応急処置を適切に行える



搬送先病院で治療の事前準備ができる

## 実証事業の概要

### 期 間

2024年  
8月23日～10月下旬  
※ 前後する可能性があります

### 実施救急隊

海南消防署の救急隊  
牟岐出張所の救急隊

## 必要な準備



マイナンバーカード

※マイナ保険証の利用登録が必要です

マイナ保険証の利用登録はこちら



本実証事業にご協力いただくため  
マイナンバーカードの携帯をお願いします



お問い合わせ	海部消防組合消防本部 警防課 TEL:0884-72-0600		実証事業に関する情報は特設サイトでもご覧いただけます
--------	------------------------------------	--	----------------------------

※本実証は総務省消防庁が全国の67消防本部と連携して実施するものです。

# 毎月勤労統計調査のお願い

毎月勤労統計調査は、雇用、給与及び労働時間の変動を明らかにすることを目的に、統計法に基づいて厚生労働省が実施している、国の重要な統計調査です。調査は事業所単位で行います。

調査は、2種類あります

5人以上の労働者を雇用する事業所対象  
毎月勤労統計調査  
毎月実施

1~4人の労働者を雇用する事業所対象  
毎月勤労統計調査 特別調査  
年1回(7月)実施

調査対象の事業所は、一定のルールに基づいて、無作為に選ばれます。

調査対象に選ばれた事業所の皆さまには、調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

調査で知り得た内容の秘密保護は万全です！



調査の結果は、景気の判断や、社会保障制度を検討するときの資料として使われます。

毎月勤労統計調査のキャラクター「まいちゃん きんちゃん」

◆ 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください ◆

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 → 7. 雇用 → 毎月勤労統計調査 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

 厚生労働省・都道府県

## 退職金は国がサポートする中退共制度をご利用ください

60年で加入企業**110万社**以上の実績！

退職金は、国がサポートする **中退共制度** をご活用ください。

**安心**

確実な退職金支払  
安心の資産運用

**簡単**

外部積立型で管理が簡単  
退職金試算額もお知らせ

**有利**

掛金は全額非課税  
掛金の一部を国が助成



従業員の働く意欲の向上に！



詳しくはホームページ  
をご覧ください。

事業主と生計を一にする既婚の専業主婦のみを雇用する事業所の従業員も、一定の要件を満たしていれば加入できます。



(独)勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8025 東京都豊島区東池袋1-24-1  
TEL:03-6907-1334 FAX:03-5955-9211

**あなた自身が作成された遺言書を法務局が保管します  
白筆証書遺言書保管理制度**

法務局に遺言書を預けていただくことにより、大切な遺言書の紛失や改ざんを防止することができます。大切な財産をご家族等に確実に託す方法の一つとして、本制度をご利用ください。

保管申請手数料は、3,900円です。家庭裁判所での検認が不要となります。手続には予約が必要です。

遺言書保管申請の方法については、徳島地方法務局ホームページを御確認いただくか、徳島地方法務局阿南支局までお問合せください。

【徳島地方法務局ホームページ】

[https://houmukyoku.moj.go.jp/tokushima/page000001\\_00065.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/tokushima/page000001_00065.html)

【お問合せ先】

徳島地方法務局阿南支局（TEL 0884-22-0410）

**放送大学 2024年10月入学生募集中!****出願期間**

第1回募集：6/10（月）～8/31（土）（必着）

第2回募集：9/1（日）～9/10（火）（必着）

**■ポイント1 自分に合ったスタイルで学べます！**

放送授業は、BS放送、インターネット等で視聴でき、また、パソコンとインターネット環境があれば学習できるオンライン授業もあります。講師から直接学ぶ「面接授業（スクーリング）」も多数開講され、全国57カ所にある学習センター・サテライトスペース等で他の学生と一緒に受講できます。その他、サークル活動や学生同士の交流もできます。

**■ポイント2 目的に合わせて在学期間や科目を選択できます**

興味のある分野から特定の科目のみ、1科目から学べます。また、所定の期間在学し、かつ所定の単位を修得し卒業すると「学士（教養）」の学位が取得できます。さらに、大学院で「修士」や「博士」の学位の取得も目指せます。

**■ポイント3 学費を抑えて学べます**

入学金は7,000円～、授業料は1単位6,000円。入学金と受講したい科目数だけ授業料を納めればよいので、無駄がありません。また、半年ごとに受講する科目の授業料だけを払う仕組みも魅力のひとつです。

資料請求・詳細は放送大学ウェブサイトにて

放送大学

検索

<https://www.ouj.ac.jp>



出願前のご相談、見学だけでも歓迎。お気軽にお越しください。（電話相談も受付けています）

放送大学徳島学習センター

〒770-0855

徳島市新蔵町2丁目24番地<<徳島大学日亜会館3階>>

Tel 088-602-0151 Fax 088-602-0152

# 裁判員制度

## 裁判員制度

# 18歳、19歳の



裁判員制度  
広報キャラクター

さいニャン



裁判員制度

## 裁判員経験者の声を聞いてみたよ！

令和5年から裁判員に18歳、19歳も選ばれるようになったけど、18歳、19歳のみなさんは実際に裁判員を経験してどうだったかニャ？意見や感想を教えてくださいな<sup>ニャ</sup>



学生

自分の犯罪に対する考えの甘さや法律の重さを実感することが出来た！



無職

裁判や評議に参加するという貴重な経験をさせていただき、いい意味で裁判や裁判官の方々の印象が変わりました

他の裁判員や裁判官との評議はどうだったかニャ？



パート・アルバイト

年齢が全然違う人たちと意見を述べて改めて人によって考え方が違うなという事を実感した



学生

歳も性別も職業も全く違う人達の意見を聞く事や自分の意見を言う事もとても良い経験だと思った<sup>ニャ</sup>

教えてくれてありがとう！  
その他でなにか思ったことはあるかニャ？



学生

今まで向かなかった関心が向くようになり裁判に対する印象が変わったかな、日頃見るニュースにもこういった背景があるのだと知れてよかった♪

良い経験だった、経験してよかったと思ってくれている方が多いみたいでうれしいニャ<sup>ニャ</sup>



裁判員制度は、法律の専門家ではない国民のみなさまに参加していただくことに意義のある制度です。皆様の積極的なご参加をお願いします。

もっと詳しく知りたい方はこちら！

裁判員制度ウェブサイト

<https://www.saibanin.courts.go.jp/index.html>



# 令和7年度生 県立テクノスクール フリーコース 第一期募集案内

校 名	所 在 地	訓練科名	募集人員	訓練期間	応募資格等
中央 テクノスクール	〒770-0865 徳島市南末広町23-64 TEL 088-678-4690 FAX 088-678-4692	理 容 科	15人程度	2年	学歴不問
		金属技術科 木工技術科 機械技術科	10人程度	1年	学歴不問
		電気環境システム科	15人	1年	高卒以上
南 部 テクノスクール	〒779-1402 阿南市桑野町岡元109-1 TEL 0884-26-0250 FAX 0884-26-1121	カラーコーディネート 塗装科	10人程度	1年	学歴不問
		自動車整備科 【2級課程】	20人	2年	高卒以上 ※新規高等学校 卒業（見込）の 方のみ、第三期募 集からとなります。
西 部 テクノスクール	〒779-4101 美馬郡つるぎ町貞光字東浦128-4 TEL 0883-62-3067 FAX 0883-62-3140	電気工事科 住宅建築科 自動車整備科 【3級課程】	10人程度	1年	学歴不問 ※自動車整備科 については新規高 等学校卒業（見 込）の方のみ、第 三期募集からとな ります。

※ 応募資格を満たしていれば、全ての科において第2希望が可能です。

応募資格等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学歴不問の訓練科については、中学校卒業者もしくは、これと同等以上の学力を有すると認められる者。</li> <li>2 高卒以上対象科については、高等学校卒業者もしくは、これと同等以上の学力を有すると認められる者。（令和7年3月新規高等学校卒業見込者を含む）</li> </ol>
応募手続き	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申込み期間…………… 令和6年7月1日（月）～ 令和6年9月6日（金）</li> <li>2 提出書類…………… ◆入校願書（入校試験手数料として2,200円の徳島県収入証紙を貼付のこと） 用紙は各県立テクノスクール及び公共職業安定所にあります。 また、各県立テクノスクールのホームページからダウンロードできます。  ◆新規高等学校卒業（見込）の方のみ、就職者用の調査書 ◆高卒以上対象訓練科志望の方は、高等学校または大学の卒業証明書 （新規高等学校卒業（見込）者を除く） ◆宛先を記入した返信用封筒（長形3号）2枚 （他校の訓練科に第2希望のある方は3枚） ・受験票郵送用1枚（84円切手貼付） ・合否通知郵送用1枚（所定額の切手貼付） ※（他校の訓練科に第2希望のある方は2枚） ※所定額（手紙定形25gまで・簡易書留・平日配達日指定）については、 日本郵便ホームページ等で御確認ください。</li> <li>3 申込み先…………… 入校志望の県立テクノスクール又は各公共職業安定所 （徳島県すだちくんハローワークを除く）</li> </ol>
応募にあたって	就労経験がある方は、出願前に必ず居住地を所管する公共職業安定所にて、職業相談を行ってください。
入校試験及び 選考日程	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 選考方法…………… 筆記試験（国語・数学 各40分間）及び面接</li> <li>2 選考日時…………… 令和6年9月20日（金）10:00～</li> <li>3 選考場所…………… 入校志望の県立テクノスクール</li> <li>4 合格発表…………… 令和6年10月1日（火）</li> </ol>

○ 応募手続き・訓練内容等の詳細については、入校志望の県立テクノスクールまたは公共職業安定所にお問い合わせください。  
 ○ 2年訓練課程に入校される方は入校料(5,650円)、授業料(年額118,800円)が必要です。

第11号



# 山河のみぎした生活日記

地域おこし協力隊

こんにちは。牟岐町地域おこし協力隊の石橋山河です。青物の子どもが接岸してくる季節になりました。気温・水温ともに上昇してきて、釣りをしてからサーフィンで汗を流す日々を過ごしています。牟岐町での三回目の夏がやってきます。

移住当初も現在も、私の目に映る景色への感動は変わりません。そんな素晴らしい牟岐町の景色を残す新たな手法として、とうとう念願の「ドローン」を思い切って購入しました。ドローンが世の中に出回り始めた頃からとても興味がありましたが、法律や申請が大変で踏み出せずにいました。この角度から撮影したい、綺麗な景色を目にするたびに、空撮欲は高まる一方でした。そして、この度、無人航空機操縦士の資格を取得することができました。航空法に基づいての撮影範囲になりますが、この目で見ている景色以上の光景を残せるようになりました。大好きだった海側から見た牟岐町をドローンで撮影できた時は、嬉しくて涙が出そうでした。私のインスタグラムに、ドローンで撮影した映像を載せていますので、ぜひご覧ください。空撮の練習もしたので、撮影依頼も募集中です。



マイボード

## スポンジ卒業

冒頭で記載しましたとおり、移住してから新たに「サーフィン」という趣味を手に入れました。牟岐町には「内妻海岸」というサーフィン初心者から上級者まで楽しむことができる素晴らしい場所があります。サーフィンは、一般的に「ワンマン・ワンウェイブ」。これは「ひとつの波には一人しか乗れない」という意味です。波に乗ることすら難しいのに、ひとつの波に一人まで・安全のためのルールです。最初はボードをコントロールすることも難しいので、もちろん周りの方に迷惑をかける場面もあります。そのため、初心者にはスポンジボードがおすすめです。スポンジで囲まれているボードなので、接触してもケガのリスクが減少しますし、浮力があるので小波でも乗ることができます。そんなスポンジボードで練習を重ねて地元の方に認めてもらい、遂にマイハードボードを購入しました。サーフィンはレベルが上がるにつれて新たな世界が広がります。まだ足を踏み入れたばかりなので、この先どんな世界が待っているのか楽しみでしやうがないです。もっと練習せねば。

### ブログ

移住生活日記を発信中



### Instagram

徳島の景色を発信中



## 南海道地震津波の記録

## 「海が吠えた日」より

津波が来るとは！

浜崎 岩田 ハルエ

物凄い地響きと共にガタガタ、バリバリと揺れ出しました。大地震です。当時は父、兄、私と三人の生活でした。津波のことは全然知らず、兄は大したことは無いと言ってまた床に つきました。

その時です。近所の後戸さんが「津波が来るぞ！」「井戸の水が噴き出しているぞ！」と大声で叫んでいるのを聞き、飛び起き玄関の雨戸を開けたが開かない。裏口に廻るも積んであったオロサが倒れてきて引戸が開かない。また玄関に廻

り雨戸を叩き割り三人が屋外に飛び出したが、既に近所の人々は逃げて誰もおりません。梶田の角まで来たら浜の方向から潮が押し寄せて来ました。「助けてくれ」と誰かがセイロにしがみつき流されて来た。しかし助けることもできず夢中で昌寿寺山めがけて逃げた。

瀬戸川橋まで来ると橋の上まで潮が来ており、三人が手を取り合って無事渡り山に駆け登りました。避難することが一刻遅ければ命を落す瀬戸際でした。下の田圃では「助けて！助けて！」と何とも言いようのない悲鳴が各所から聞えてきて耳を覆いました。しかしどうすることもできませんでした。夜も白々と明けて眼下を見ると我が家、近所の家々も無事で安堵の胸をなで下ろしました。しかし真下の田圃には浮流物が山のごとく流れつき、何とも言えぬ悪臭が漂っており、一人の犠牲者が発見されました。あれから五十年過ぎた今でも走馬灯のように脳裏に蘇ります。

# つくってみよう！減塩レシピ

トマトとオクラと大葉の酢の物



### 作り方

- ① オクラはさっとゆでて、3cmの長さに切る。
- ② トマトは一口大の乱切りにする。
- ③ 大葉は千切りにする。
- ④ ボウルに③を合わせ、①と②と③を入れて和える。

### 材料/2人分

- オクラ・・・・・・・・・・60g
- トマト・・・・・・・・・・180g
- 大葉・・・・・・・・・・4枚
- ④ うすくちしょうゆ・・・・大さじ1/2
- ④ レモン果汁・・・・・・・・大さじ1/2

## 減塩のポイント

- レモンの酸味でさっぱり食べられます。
- 大葉の香りがさわやかな一品です。

【レシピ考案】阿波市食生活改善推進協議会

【引用】かんたん 減塩レシピ 徳島県食生活改善推進協議会

# PICK UP MUGI

## 牟岐音頭保存会

### 活動内容を教えてください。

新仏の御霊を慰めるため、「浄瑠璃くずし」という音頭を練習中。

### 牟岐町に対する要望は。

牟岐音頭は、町無形民俗文化財に指定されており、来歴記録の整理。

### 今後の目標は。

後継者不足のため、勧誘、育成、現音頭保存のための記録保存。

### 「広報むぎ」の感想は。

広報用としては十分であるが、高齢者向けのわかり易い周知を願う。



まつばら すずむ  
代表者 松原 晋

0884-72-0044